

EU主要国の人件費 コストシミュレーション

海外調査部欧州課

ジェトロはこのたび、欧州主要7カ国の人件費コストシミュレーション調査を実施した。

ユーロ現金流通やEUの東方拡大を見据えて、在欧日系企業の中には、欧州の生産、物流、販売拠点を最適地に配置し直す動きがある。企業はそれぞれの最適地を選択するに当たって、市場規模、賃金水準、物流などに加え、各国の税制・社会保障制度を考慮する必要がある。法人税を初めとする各種諸税・社会保障負担は、EU加盟国で異なっており、これらの負担は毎年の企業業績に直結するからだ。また、所得税や労働者の社会保障負担が大きい場合、ネット給与額（手取り給与額）を考慮した上でグロス給与額を設定しなければ、優秀な労働者の確保が難しくなる可能性がある。

ジェトロはこのたび、欧州の主要7カ国（英国、ドイツ、フランス、イタリア、オラ

ンダ、スペイン、アイルランド）について、企業が労働者を雇用した際、どの程度の税金・社会保障を負担する必要があるかを調べる「人件費コストシミュレーション調査」を実施した。日本人駐在員、現地職員（独身）、現地職員（既婚）の3つのケースについて、所得税、諸税、社会保障負担を支払った後のネット給与額（手取り給与額）を統一し（日本人駐在員：10万ユーロ、現地職員：3万ユーロ）、各国での負担が比較できるようにした。

また、最後にEU加盟14カ国の法人・所得税率、付加価値税率（VAT）、加盟国と日本が締結する租税条約に定められた利子、使用料、配当にかかる源泉徴収課税率を一覧で掲載した。

英国(日本人駐在員)

<前提条件>

ネット給与額(現金受取額に現物給与の税務上評価額)が10万ユーロ(61,515ポンド)。
 家族構成:配偶者、子供あり。

項目	ユーロ	ポンド	備考
グロス給与額	151,483	93,185	
所得税	47,360	29,134	
諸税	0	0	
社会保障負担(個人)	4,124	2,537	
ネット給与額(- - -)	100,000	61,515	
社会保障負担(企業)	17,149	10,549	
人件費(+)	168,632	103,735	

(注)ポンドからユーロへの換算レートは、英中銀が発表した2000年9月～2001年8月の各月平均為替レートの平均。

英国(現地職員/独身者)

<前提条件>

ネット給与額(現金受取額に現物給与の税務上評価額)が3万ユーロ(18,454ポンド)。
 家族構成:独身

項目	ユーロ	ポンド	備考
グロス給与額	40,103	24,669	
所得税	6,830	4,202	
諸税	0	0	
社会保障負担(個人)	3,273	2,013	
ネット給与額(- - -)	30,000	18,454	
社会保障負担(企業)	3,895	2,396	
人件費(+)	43,997	27,065	

(注)ポンドからユーロへの換算レートは、英中銀が発表した2000年9月～2001年8月の各月平均為替レートの平均。

英国(現地職員/既婚者)

<前提条件>

ネット給与額(現金受取額に現物給与の税務上評価額)が3万ユーロ(18,454ポンド)。
 家族構成:配偶者、子供あり。配偶者のネット給与額が3万ユーロ(18,454ポンド)。

項目	ユーロ	ポンド	備考
グロス給与額	40,103	24,669	
所得税	6,830	4,202	
諸税	0	0	
社会保障負担(個人)	3,273	2,013	
ネット給与額(- - -)	30,000	18,454	
社会保障負担(企業)	3,895	2,396	
人件費(+)	43,997	27,065	

(注)独身の場合と同様。申告方法により、若干違いが出るが、その場合も、ほぼ同額。

ポンドからユーロへの換算レートは、英中銀が発表した2000年9月～2001年8月の各月平均為替レートの平均。

.....

ドイツ(日本人駐在員)

<前提条件>

ネット給与額(現金受取額に現物給与の税務上評価額)が10万ユーロ(赴任地の給与所得のみ)。
 家族構成:配偶者、子供2人(ともに収入なし)。

項 目	ユーロ	備考
グロス給与額	162,910	
所得税	56,766	
諸税	3,122	
連帯付加税	3,122	
社会保障負担(個人)	3,023	日独社会保障協定により、日本からドイツに派遣している駐在員には、社会保障への加入義務はない。健康保険についても加入義務はなく、任意加盟となる。実際に、医療費のカバーを日本側で担保し、介護保険、当地の健康保険には加入していないケースも多い。介護保険は、健康保険に加入している場合、連動して加入することになる。
健康保険	2,682	
介護保険	340	
ネット給与額(- - -)	100,000	
社会保障負担(企業)	3,023	
健康保険	2,682	
介護保険	340	
人件費(+)	165,933	

ドイツ(現地職員/独身者)

<前提条件>

ネット給与額(現金受取額に現物給与の税務上評価額)が3万ユーロ。
 家族構成:独身

項 目	ユーロ	備考
グロス給与額	57,059	
所得税	16,307	
諸税	897	
連帯付加税	897	
社会保障負担(個人)	9,855	
健康保険	2,682	
介護保険	340	
年金	5,098	
失業保険	1,735	
ネット給与額(- - -)	30,000	
社会保障負担(企業)	9,855	
健康保険	2,682	
介護保険	340	
年金	5,098	
失業保険	1,735	
人件費(+)	66,914	

ドイツ(現地職員/既婚者)

<前提条件>

給与額 現金受取額に現物給与の税務上評価額が3万ユーロ。

家族構成:配偶者、子供1人(ともに収入なし)。

項目	ユーロ	備考
グロス給与額	46,006	
所得税	6,725	
諸税	370	
連帯付加税	370	
社会保障負担(個人)	8,911	
健康保険	2,682	
介護保険	340	
年金	4,394	
失業保険	1,495	
ネット給与額(- - -)	30,000	
社会保障負担(企業)	8,911	
健康保険	2,682	
介護保険	340	
年金	4,394	
失業保険	1,495	
人件費(+)	54,917	

フランス(日本人駐在員)

<前提条件>

ネット給与額 現金受取額に現物給与の税務上評価額 が10万ユーロ。赴任地の給与所得のみ。

家族構成:配偶者、子供2人で、配偶者に所得なし。

項目	ユーロ	備考
グロス給与額	160,677	
所得税	23,675	
諸税	1,646	
住民税	1,524	
視聴覚税	122	
社会保障負担(個人)	35,356	
ネット給与額(- - -)	100,000	
社会保障負担(企業)	87,110	
人件費(+)	247,787	

(注) 諸税は一般的な税(住民税と視聴覚税)のみとし、平均的な数字を使用した。

パリ市内の日系企業の会計担当者による試算。

.....

フランス(現地職員/独身者)

<前提条件>

ネット給与額(現金受取額に現物給与の税務上評価額)が3万ユーロ。
家族構成:独身者、扶養家族なし。

項目	ユーロ	備考
グロス給与額	48,176	
所得税	5,931	
諸税	1,646	
住民税	1,524	
視聴覚税	122	
社会保障負担(個人)	10,599	
ネット給与額(- - -)	30,000	
社会保障負担(企業)	19,752	
人件費(+)	67,928	

(注) 諸税は一般的な税(住民税と視聴覚税)のみとし、平均的な数字を使用した。
社会保障負担率は雇用者負担41%、被雇用者負担22%(年収グロスベースとする)。

フランス(現地職員/既婚者)

<前提条件>

ネット給与額(現金受取額に現物給与の税務上評価額)が3万ユーロ。
家族構成:配偶者、子供1人。配偶者にネット給与額3万ユーロの収入あり。

項目	ユーロ	備考
グロス給与額	45,017	
所得税	4,291	
諸税	823	
住民税	762	
視聴覚税	61	
社会保障負担(個人)	9,904	
ネット給与額(- - -)	30,000	
社会保障負担(企業)	18,457	
人件費(+)	63,474	

(注) 諸税は一般的な税(住民税と視聴覚税)のみとし、平均的な数字を使用した。
社会保障負担率は雇用者負担41%、被雇用者負担22%(年収グロスベースとする)。
夫婦全体の課税額から1人分を算出。

イタリア(日本人駐在員)

<前提条件>

ネット給与額(現金受取額に現物給与の税務上評価額)が10万ユーロ、配偶者、子供2人、赴任地給与のみ、配偶者・子供に所得なし。

商業・サービス部門、従業員数50人未満でロンバルディア州に所在する企業。

駐在員が被雇用者(等級quadro)の場合。

項目	ユーロ	リラ	備考(リラ)
グロス給与額	185,681	359,528,553	
所得税	66,026	127,844,724	算出基礎(- -)×額に応じた係数 - 配偶者控除額 算出基礎(- -) 321,471,724 2,000万リラ以下 18% 3,600,000 2,000万リラ超～3,000万リラ以下 24% 2,400,000 3,000万リラ超～6,000万リラ以下 32% 9,600,000 6,000万リラ超～1億3,500万リラ以下 39% 29,250,000 1億3,500万リラ超 45% 83,912,276 合計 128,762,276 税控除額 917,552
諸税	1,671	3,235,757	
地方税	1,671	3,235,757	×0.9%
社会保障負担(個人)	17,984	34,821,073	
Ente Bilaterale	11	21,686	1,549リラ×14ヵ月
伊社会保険機構(INPS)	16,526	31,998,041	×8.9%
INPS付加保険料	1,447	2,801,346	(-(5,671,000リラ×14ヵ月))×1%
ネット給与額(- - -)	100,000	193,627,000	
社会保障負担(企業)	58,846	113,942,018	
Ente Bilaterale	22	43,372	3,098リラ×14ヵ月
伊社会保険機構(INPS)	55,667	107,786,660	×29.98%
伊労働災害保険機構(INAIL)	928	1,797,643	×5/1000
ASCOM(任意)	2,228	4,314,343	×1.2%
人件費(+)	244,527	473,470,571	

(注) INPS:被雇用者の年金をはじめ、失業手当、結核、家族手当の給付、企業のレイオフ時の給与補填基金の運営、退職基金の運営を行う機関。

INAIL:すべての業務上の災害・事故に起因する死亡、障害、けがに対して被雇用者ならびに死亡の場合は遺族に対し、経済上・医療上の援助を保証する機関。

Ente Bilaterale:人材育成や労働・雇用環境に関して、雇用者・被雇用者双方に対する情報提供や相談受付などを行う機関。

ASCOM(Associazione del commercio del turismo e dei servizi 商業・観光・サービス協会):商業部門の雇用者による組合で、人材雇用に関する情報提供や相談を行う機関。

.....

イタリア(現地職員/独身者)

<前提条件>

ネット給与額(現金受取額に現物給与の税務上評価額)が3万ユーロ、独身。
 商業・サービス部門、従業員数50人未満でロンバルディア州に所在する企業。
 被雇用者で(2等級)の場合。

項目	ユーロ	リラ	備考(リラ)
グロス給与額	46,884	90,780,683	
所得税	12,280	23,777,638	算出基礎(- -)×額に応じた係数-税控除額 算出基礎(- -) 81,865,738 2,000万リラ以下 18% 3,600,000 2,000万リラ超～3,000万リラ以下 24% 2,400,000 3,000万リラ超～6,000万リラ以下 32% 9,600,000 6,000万リラ超～1億3,500万リラ以下 39% 8,527,638 合計 24,127,638 税控除額 350,000
諸税	422	817,026	
地方税	422	817,026	×0.9%
社会保障負担(個人)	4,182	8,097,919	
Ente Bilaterale	10	18,438	1,317リラ×14ヵ月
INPS	4,173	8,079,481	×8.9%
ネット給与額(- - -)	30,000	58,088,100	
社会保障負担(企業)	14,872	28,796,196	
Ente Bilaterale	19	36,876	2,634リラ×14ヵ月
伊社会保険機構(INPS)	14,056	27,216,049	×29.98%
伊労働災害保険機構(INAIL)	234	453,903	×5/1000
ASCOM(任意)	563	1,089,368	×1.2%
人件費(+)	61,756	119,576,879	

(注) INPS:被雇用者の年金をはじめ、失業手当、結核、家族手当の給付、企業のレイオフ時の給与補填基金の運営、退職基金の運営を行う機関。

INAIL:すべての業務上の災害・事故に起因する死亡、障害、けがに対して被雇用者ならびに死亡の場合は遺族に対し、経済上・医療上の援助を保証する機関。

Ente Bilaterale:人材育成や労働・雇用環境に関して、雇用者・被雇用者双方に対する情報提供や相談受付などを行う機関。

ASCOM(Associazione del commercio del turismo e dei servizi 商業・観光・サービス協会):商業部門の雇用者による組合で、人材雇用に関する情報提供や相談を行う機関。

イタリア(現地職員/既婚者)

<前提条件>

ネット給与額(現金受取額に現物給与の税務上評価額)が3万ユーロ、配偶者、子供1人、配偶者に3万ユーロの所得あり。

商業・サービス部門、従業員数50人未満でロンバルディア州に所在する企業。

被雇用者で(2等級)の場合。

項目	ユーロ	リラ	備考(リラ)
グロス給与額	46,366	89,777,448	
所得税	11,813	22,872,720	算出基礎(- -)×額に応じた係数 - 税控除額 算出基礎(- -) 80,960,820 2,000万リラ以下 18% 3,600,000 2,000万リラ超～3,000万リラ以下 24% 2,400,000 3,000万リラ超～6,000万リラ以下 32% 9,600,000 6,000万リラ超～1億3,500万リラ以下 39% 8,174,720 合計 23,774,720 税控除額(子供が4歳以上とした場合) 902,000
諸税	417	807,997	
地方税	417	807,997	×0.9%
社会保障負担(個人)	4,136	8,008,631	
Ente Bilaterale	10	18,438	1,317リラ×14ヵ月
INPS	4,127	7,990,193	×8.9%
ネット給与額(- - -)	30,000	58,088,100	
社会保障負担(企業)	14,708	28,478,371	
Ente Bilaterale	19	36,876	2,634リラ×14ヵ月
伊社会保険機構(INPS)	13,901	26,915,279	×29.98%
伊労働災害保険機構(INAIL)	232	448,887	×5/1000
ASCOM(任意)	556	1,077,329	×1.2%
人件費(+)	61,074	118,255,819	

(注)INPS:被雇用者の年金をはじめ、失業手当、結核、家族手当の給付、企業のレイオフ時の給与補填基金の運営、退職基金の運営を行う機関。

INAIL:すべての業務上の災害・事故に起因する死亡、障害、けがに対して被雇用者ならびに死亡の場合は遺族に対し、経済上・医療上の援助を保証する機関。

Ente Bilaterale:人材育成や労働・雇用環境に関して、雇用者・被雇用者双方に対する情報提供や相談受付などを行う機関。

ASCOM(Associazione del commercio, del turismo e dei servizi, 商業・観光・サービス協会):商業部門の雇用者による組合で、人材雇用に関する情報提供や相談を行う機関。

.....

オランダ(日本人駐在員)

< 前提条件 >

ネット給与額(現金受取額に現物給与の税務上評価額)が10万ユーロ。

家族構成:配偶者、子供2人(ともに収入なし)。

本人所得は赴任地の給与所得のみ。

項目	ユーロ	備考(ユーロ)
グロス給与額	145,074	
所得税	35,770	~ 14,870ユーロ 2.95% 439 ~ 27,009ユーロ 8.20% 995 ~ 46,309ユーロ 42.00% 8,106 46,309ユーロ超(30%ルールを適用) 52.00% 28,726 一般税額控除 2,496
諸税	7,941	
一般老齢年金(AOW)	4,835	左記は上限額。グロス給与が27,009ユーロまで17.9%の負担率。
遺族年金(ANW)	338	左記は上限額。グロス給与が27,009ユーロまで1.25%の負担率。
特別医療費保険(AWBZ)	2,768	左記は上限額。グロス給与が27,009ユーロまで10.25%の負担率。
社会保障負担(個人)	1,363	
失業保険(WW)	1,363	左記は上限額(1日当たり152.92ユーロ以上の給与がある場合)。年間就業日数を260日と仮定。
健康保険(ZFW)	0	1.70%の負担率。グロス給与が29,813ユーロを超える場合は対象外。
ネット給与額(- - -)	100,000	
社会保障負担(企業)	4,194	
疾病保険(WAO 基本負担)	2,425	左記は上限額(1日当たり152.92ユーロ以上の給与がある場合)。年間就業日数を260日と仮定。
疾病保険(WAO 個別負担)	632	左記は上限額(1日当たり152.92ユーロ以上の給与がある場合)。年間就業日数を260日と仮定。
失業保険(WW)	1,137	左記は上限額(1日当たり152.92ユーロ以上の給与がある場合)。年間就業日数を260日と仮定。
健康保険(ZFW)	0	6.25%の負担率。グロス給与が29,813ユーロを超える場合は対象外。
人件費(+)	149,268	

(注) AOW, ANW, AWBZは被雇用者負担で、所得税と共に税務当局に納付される。

WAOの個別負担率は、業種、企業規模などによって異なる。

オランダ(現地職員/独身者)

<前提条件>

ネット給与額(現金受取額に現物給与の税務上評価額)が3万ユーロ。

家族構成:独身者

項目	ユーロ	備考(ユーロ)
グロス給与額	46,390	
所得税	7,086	~ 14,870ユーロ 2.95% 439 ~ 27,009ユーロ 8.20% 995 ~ 46,309ユーロ 42.00% 8,106 46,309ユーロ超 52.00% 42 一般税額控除 2,496
諸税	7,941	
一般老齢年金(AOW)	4,835	左記は上限額。グロス給与が27,009ユーロまで17.9%の負担率。
遺族年金(ANW)	338	左記は上限額。グロス給与が27,009ユーロまで1.25%の負担率。
特別医療費保険(AWBZ)	2,768	左記は上限額。グロス給与が27,009ユーロまで10.25%の負担率。
社会保障負担(個人)	1,363	
失業保険(WW)	1,363	左記は上限額(1日当たり152.92ユーロ以上の給与がある場合)。年間就業日数を260日と仮定。
健康保険(ZFW)	0	グロス給与が29,813ユーロを超える場合は対象外。
ネット給与額(- - -)	30,000	
社会保障負担(企業)	4,194	
疾病保険(WAO 基本負担)	2,425	左記は上限額(1日当たり152.92ユーロ以上の給与がある場合)。年間就業日数を260日と仮定。
疾病保険(WAO 個別負担)	632	左記は上限額(1日当たり152.92ユーロ以上の給与がある場合)。年間就業日数を260日と仮定。
失業保険(WW)	1,137	左記は上限額(1日当たり152.92ユーロ以上の給与がある場合)。年間就業日数を260日と仮定。
健康保険(ZFW)	0	グロス給与が29,813ユーロを超える場合は対象外。
人件費(+)	50,584	

(注)AOW,ANW,AWBZは被雇用者負担で、所得税と共に税務当局に納付される。

WAOの個別負担率は、業種、企業規模などによって異なる。

.....

オランダ(現地職員/既婚者)

<前提条件>

ネット給与額(現金受取額に現物給与の税務上評価額)が3万ユーロ。

家族構成:配偶者、子供1人(ともに収入なし)

項目	ユーロ	備考(ユーロ)
グロス給与額	46,390	
所得税	7,086	~ 14,870ユーロ 2.95% 439 ~ 27,009ユーロ 8.20% 995 ~ 46,309ユーロ 42.00% 8,106 46,309ユーロ超 52.00% 42 一般税額控除 2,496
諸税	7,941	
一般老齢年金(AOW)	4,835	左記は上限額。グロス給与が27,009ユーロまで17.9%の負担率。
遺族年金(ANW)	338	左記は上限額。グロス給与が27,009ユーロまで1.25%の負担率。
特別医療費保険(AWBZ)	2,768	左記は上限額。グロス給与が27,009ユーロまで10.25%の負担率。
社会保障負担(個人)	1,363	
失業保険(WW)	1,363	左記は上限額(1日当たり152.92ユーロ以上の給与がある場合)。年間就業日数を260日と仮定。
健康保険(ZFW)	0	グロス給与が29,813ユーロを超える場合は対象外。
ネット給与額(- - -)	30,000	
社会保障負担(企業)	4,194	
疾病保険(WAO 基本負担)	2,425	左記は上限額(1日当たり152.92ユーロ以上の給与がある場合)。年間就業日数を260日と仮定。
疾病保険(WAO 個別負担)	632	左記は上限額(1日当たり152.92ユーロ以上の給与がある場合)。年間就業日数を260日と仮定。
失業保険(WW)	1,137	左記は上限額(1日当たり152.92ユーロ以上の給与がある場合)。年間就業日数を260日と仮定。
健康保険(ZFW)	0	グロス給与が29,813ユーロを超える場合は対象外。
人件費(+)	50,584	

(注) AOW, ANW, AWBZは被雇用者負担で、所得税と共に税務当局に納付される。

WAOの個別負担率は、業種、企業規模などによって異なる。

スペイン(日本人駐在員)

<前提条件>

ネット給与額(現金受取額に現物給与の税務上評価額)が10万ユーロ、既婚、子供2人、配偶者・子供に所得なし。
2000年度分(2000年1月～12月末)を想定する。

預金金利、証券など、日本の家賃賃貸収入、その他の給与外所得は皆無とする。

会社が支払う個人負担であるべきもの(保険、住居代、教育費など)は皆無とする。

スペイン国内における住宅ローンはないものとする。

日本人駐在員が社会保険料算定表のグループ1とする。

子供2人は、3歳以上15歳未満が1人、15歳以上が1人とする。

税制上有利な夫婦合算申告を採用するものとする。

項目	ユーロ	ペセタ	備考(ペセタ)
グロス給与額	165,163	27,480,760	
所得税(IRPF)	63,243	10,522,708	課税対象所得は所得控除後に確定する。 a.基礎控除(本人:375,000+配偶者:500,000) 875,000 b.申告者毎一般控除(夫婦合算申告2名分) 1,100,000 c.家族控除(子供の養育費控除に該当) 425,000 d.社会保証負担(個人) 319,452 課税対象所得(グロス給与額-a.-b.-c.-d.) 24,761,308 国家所得税(e.+f.) 8,754,909 e.基本税額 3,392,551 f.過所得分(課税対象所得-11,220,000)×39.6% 5,362,358 自治体所得税(g+h.) 1,767,799 g.基本税額 630,329 h.過所得分(課税対象所得-11,220,000)×8.40% 1,137,470
諸税			なし
社会保障負担(個人)	1,920	319,452	
医療	1,410	234,600	社会保障料算定額(注1)×4.7%×12ヵ月
失業	480	79,860	社会保険料算定額×1.6%×12ヵ月
労災	30	4,992	社会保険料算定額×0.1%×12ヵ月
ネット給与額()	100,000	16,638,600	
社会保障負担(企業)	9,537	1,586,772	
医療	7,080	1,177,968	社会保障料算定額(注1)×23.6%×12ヵ月
失業	1,860	309,468	社会保険料算定額×6.2%×12ヵ月
労災	120	19,968	社会保険料算定額×0.4%×12ヵ月
職業訓練	180	29,952	社会保険料算定額×0.6%×12ヵ月
倒産	297	49,416	社会保険料算定額×0.99%×12ヵ月
人件費(+)	174,699	29,067,532	

(注)社会保険料算定額は、毎年定められるグループ別の最小・最高基準額によって、以下のとおり定められる。

例:グループ1(大卒専門資格者・技術者)の最小基準額は月額125,430ペセタ、最高基準額は415,950ペセタ(ともに2001年度)。

グロス給与額を12で除して、月収を求めず(=Aとする)。

Aが最大基準額を超える場合、最高基準額(415,950ペセタ)が社会保険料算定額となる。

Aが最大基準額を満たさず、最小基準額を超える場合、Aが社会保険料算定額となる。

Aが最小基準額を下回る場合、最小基準額(125,430ペセタ)が社会保険料算定額となる。

.....

スペイン(現地職員/独身者)

<前提条件>

ネット給与額(現金受取額に現物給与の税務上評価額)が3万ユーロ、独身。
 2000年度分(2000年1月~12月末)を想定する。
 預金金利、証券など、日本の家賃賃貸収入、その他の給与外所得は皆無とする。
 会社が支払う個人負担であるべきもの(保険、住居代、教育費など)は皆無とする。
 スペイン国内における住宅ローンはないものとする。
 社会保障料算定グループ5とする。

項目	ユーロ	ペセタ	備考(ペセタ)
グロス給与額	41,511	6,906,814	
所得税(IRPF)	9,683	1,611,057	課税対象所得は所得控除後に確定する。 a.基礎控除 375,000 b.申告者毎一般控除 550,000 c.家族控除(子供の養育費控除に該当) 0 d.社会保証負担(個人) 304,176 課税対象所得(所得額-a.-b.-c.-d.) 5,677,638 国家所得税(e.+f.) 1,352,056 e.基本税額 881,229 f.過所得分(課税対象所得-4,182,000)×31.48% 470,827 自治体所得税(g.+h.) 259,001 g.基本税額 173,451 h.過所得分(課税対象所得-4,182,000)×5.72% 85,550
諸税			なし
社会保障負担(個人)	1,828	304,176	
医療	1,343	223,380	社会保障料算定額(注1)×4.7%×12ヵ月
失業	457	76,044	社会保険料算定額×1.6%×12ヵ月
労災	29	4,752	社会保険料算定額×0.1%×12ヵ月
ネット給与額()	30,000	4,991,580	
社会保障負担(企業)	9,081	1,510,884	
医療	6,741	1,121,640	社会保障料算定額(注1)×23.6%×12ヵ月
失業	1,771	294,672	社会保険料算定額×6.2%×12ヵ月
労災	114	19,008	社会保険料算定額×0.4%×12ヵ月
職業訓練	171	28,512	社会保険料算定額×0.6%×12ヵ月
倒産	283	47,052	社会保険料算定額×0.99%×12ヵ月
人件費(+)	50,591	8,417,698	

(注)社会保険料算定額は、毎年定められるグループ別の最小・最高基準額によって、以下のとおり定められる。
 例:グループ5(一般職業長)の最小基準額は月額84,150ペセタ、最高基準額は396,060ペセタ(ともに2001年度)。
 グロス給与額を12で除して、月収を求め(=Aとする)。
 Aが最大基準額を超える場合、最高基準額(396,060ペセタ)が社会保険料算定額となる。
 Aが最大基準額を超えず、最小基準額を超える場合、Aが社会保険料算定額となる。
 Aが最小基準額を下回る場合、最小基準額(84,150ペセタ)が社会保険料算定額となる。

スペイン(現地職員/既婚者) 夫婦合算申告のケース)

<前提条件>

ネット給与額(現金受取額に現物給与の税務上評価額)が3万ユーロ、既婚、子供1人、配偶者に3万ユーロのネット給与。

2000年度分(2000年1月~12月末)を想定する。

預金金利、証券など、日本の家屋賃貸収入、その他の給与外所得は皆無とする。

会社が支払う個人負担であるべきもの(保険、住居代、教育費など)は皆無とする。

スペイン国内における住宅ローンはなしとする。

既婚現地職員および配偶者は社会保険料算定表のグループ5とする。

子供1人は3歳未満とする。

税制上有利な夫婦合算申告を採用するものとする。

項目	ユーロ	ペセタ	備考(ペセタ)
グロス給与額	91,640	15,247,660	現地職員+配偶者のグロス給与
所得税(IRPF)	27,984	4,656,148	現地職員+配偶者のグロス給与にかかる所得税額 課税対象所得は所得控除後に確定する。 a.基礎控除(本人:375,000+配偶者:375,000) 750,000 b.申告者毎一般控除(夫婦合算2名分) 1,100,000 c.家族控除(子供の養育費控除に該当) 250,000 d.社会保証負担(個人)(夫婦合算2名分) 608,352 課税対象所得(所得額-a.-b.-c.-d.) 12,539,308 国家所得税(e.+f.) 3,914,997 e.基本税額 3,392,551 f.過所得分(課税対象所得-11,220,000)×39.60% 522,446 自治体所得税(g.+h.) 741,151 g.基本税額 630,329 h.過所得分(課税対象所得-11,220,000)×8.40% 110,822
諸税			なし
社会保障負担(個人) 1名分内訳	3,656	608,352	304,176×2名
合計	1,828	304,176	
医療	1,343	223,380	社会保障料算定額(注1)×4.7%×12ヵ月
失業	457	76,044	社会保険料算定額×1.6%×12ヵ月
労災	29	4,752	社会保険料算定額×0.1%×12ヵ月
ネット給与額(- - -)	60,000	9,983,160	現地職員+配偶者のネット給与
社会保障負担(企業) 1社分内訳	18,161	3,021,768	1,510,884×2社
合計	9,081	1,510,884	
医療	6,741	1,121,640	社会保障料算定額(注1)×23.6%×12ヵ月
失業	1,771	294,672	社会保険料算定額×6.2%×12ヵ月
労災	114	19,008	社会保険料算定額×0.4%×12ヵ月
職業訓練	171	28,512	社会保険料算定額×0.6%×12ヵ月
倒産	283	47,052	社会保険料算定額×0.99%×12ヵ月
人件費(+)	109,801	18,269,428	2社分

(注)社会保険料算定額は、毎年定められるグループ別の最小・最高基準額によって、以下のとおり、定められる。

例:グループ5(一般職業長)の最小基準額は月額84,150ペセタ、最高基準額は396,060ペセタ(ともに2001年度)。

グロス給与額を12で除して、月収を求める(=Aとする)。

Aが最大基準額を超える場合、最高基準額(396,060ペセタ)が社会保険料算定額となる。

Aが最大基準額を超えず、最小基準額を超える場合、Aが社会保険料算定額となる。

Aが最小基準額を下回る場合、最小基準額(84,150ペセタ)が社会保険料算定額となる。

.....

アイルランド(日本人駐在員)

<前提条件>

アイルランド居住者で既婚、配偶者は収入なし。

2001年の税率とバンドを適用し、12ヵ月課税年を基礎に置く。

ネット給与額が10万ユーロ。

グロス給与額のうち、3割が諸手当(現金以外での支給、自動車、住宅手当など)、7割が現金給与。

項 目	ユーロ	備考(ユーロ)						
グロス給与額	159,811	現金給与(111,786)+現物支給(48,025)						
所得税	59,020	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: right;">~ 36,822ユーロ</td> <td style="text-align: right;">20%</td> <td style="text-align: right;">7,364</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">36,822ユーロ超</td> <td style="text-align: right;">42%</td> <td style="text-align: right;">51,655</td> </tr> </table>	~ 36,822ユーロ	20%	7,364	36,822ユーロ超	42%	51,655
~ 36,822ユーロ	20%	7,364						
36,822ユーロ超	42%	51,655						
税額控除	2,793	既婚世帯は65歳未満が13,967.12ユーロ、65歳以上が21,585.55ユーロ(2001年)、 13,967.12ユーロ×20%						
諸税	0							
社会保障負担(個人)	3,584							
PRSI	1,347	PRSI支払対象額×4% PRSI支払対象額=PRSI対象上限額(35,870ユーロ)- (支払控除月額(551ユーロ)×4ヵ月)						
健康保険	2,237	現金給与(111,786)×2%						
ネット給与額(- - -)	100,000							
社会保障負担(企業)	13,414							
雇用主負担	13,414	現金給与(111,786)×12%						
人件費(+)	173,225							

アイルランド(日本人駐在員)

<前提条件>

アイルランド居住者で既婚、配偶者は収入なし。
 2001年の税率とバンドを適用し、12ヵ月課税年を基礎に置く。
 アイルランドの社会保障費は特別徴収システムにより支払われる。
 ネット給与額が10万ユーロ。

項 目	ユーロ	備考(ユーロ)
グロス給与額	161,562	
所得税	59,755	~ 36,822ユーロ 20% 7,364 36,822ユーロ超 42% 52,391
税額控除	2,793	既婚世帯は65歳未満が13,967.12ユーロ、65歳以上が21,585.55ユーロ(2001年)、 13,967.12ユーロ×20%
諸税	0	
社会保障負担(個人)	4,600	
PRSI	1,369	PRSI支払対象額×4%
健康保険	3,231	現金給与(161,562)×2%
ネット給与額(- - -)	100,000	
社会保障負担(企業)	19,378	
雇用主負担	19,387	現金給与(161,562)×12%
人件費(+)	180,940	

.....

アイルランド(現地職員/独身者)

<前提条件>

アイルランド居住者で独身、アイルランドでの雇用、給与支払い。

2001年の税率とバンドを適用し、12ヵ月課税年を基礎に置く。

アイルランドの社会保障制度の適用を受ける。

ネット給与額が3万ユーロ。

項目	ユーロ	備考(ユーロ)
グロス給与額	41,955	現金給与(34,823)+諸手当(7,132)
所得税	12,034	~ 25,395ユーロ 20% 5,079 25,395ユーロ超 42% 6,955
税額控除	1,397	65歳未満の独身/寡婦は6,983.56ユーロ、65歳以上が10,792.77ユーロ(2001年)、 6,983.56ユーロ×20%
PAYE(注)控除	508	2,539ユーロ×20%
諸税	0	
社会保障負担(個人)	1,825	
社会保障費(PRSI)	1,129	PRSI支払対象額×4% PRSI支払対象額=給与所得(34,823ユーロ)- (支払控除月額(550ユーロ)×12ヵ月)
健康保険	696	現金給与(34,823)×2%
ネット給与額(- - -)	30,000	
社会保障負担(企業)	4,179	
雇用主負担	4,179	現金給与(34,823)×12%
人件費(+)	46,134	

(注)PAYE=Pay As You Earnシステム。

アイルランド(現地職員/既婚者)

<前提条件>

アイルランド居住者で既婚、共働き、夫婦別課税選択 (= 独身者と同様の取り扱い)、アイルランドでの雇用、給与支払い。

2001年の税率とバンドを適用し、12ヵ月課税年を基礎に置く。

アイルランドの社会保障制度の適用を受ける。

ネット給与額が3万ユーロ。

項目	ユーロ	備考(ユーロ)						
グロス給与額	41,955	現金給与(34,823)+諸手当(7,132)						
所得税	12,034	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: right;">~ 25,395ユーロ</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">20%</td> <td style="width: 60%; text-align: right;">5,079</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">25,395ユーロ超</td> <td style="text-align: center;">42%</td> <td style="text-align: right;">6,955</td> </tr> </table>	~ 25,395ユーロ	20%	5,079	25,395ユーロ超	42%	6,955
~ 25,395ユーロ	20%	5,079						
25,395ユーロ超	42%	6,955						
税額控除	1,397	既婚世帯は65歳未満が13,967.12ユーロ、65歳以上が21,585.55ユーロ(2001年)、 6,984ユーロ×20%						
PAYE(注)控除	508	2,539ユーロ×20%						
諸税	0							
社会保障負担(個人)	1,825							
社会保障費(PRSI)	1,129	PRSI支払対象額×4% PRSI支払対象額=現金給与(34,823ユーロ)- (支払控除月額(550ユーロ)×12ヵ月)						
健康保険	696	現金給与(34,823ユーロ)×2%						
ネット給与額(- - -)	30,000							
社会保障負担(企業)	4,179							
雇用主負担	4,179	現金給与(34,823)×12%						
人件費(+)	46,134							

(注)PAYE=Pay As You Earnシステム。

.....

アイルランド(現地職員/既婚者)

<前提条件>

アイルランド居住者で既婚、夫婦別課税選択 (= 独身者と同様の取り扱い)、アイルランドでの雇用、給与と支払い。

2001年の税率とバンドを適用し、12ヵ月課税年を基礎に置く。

アイルランドの社会保障制度の適用を受ける。

ネット給与額が3万ユーロ。

項目	ユーロ	備考(ユーロ)
グロス給与額	42,778	
所得税	12,380	~ 25,395ユーロ 20% 5,079 25,395ユーロ超 42% 7,301
税額控除	1,397	既婚世帯は65歳未満が13,967.12ユーロ、65歳以上が21,585.55ユーロ(2001年)。6,984ユーロ×20%
PAYE(注)控除	508	2,539ユーロ×20%
諸税	0	
社会保障負担(個人)	2,303	
社会保障費(PRSI)	1,447	PRSI支払対象額×4% PRSI支払対象額=給与所得(42,778ユーロ)- (支払控除月額(550ユーロ)×12ヵ月)
健康保険	856	現金給与(42,778ユーロ)×2%
ネット給与額(- - -)	30,000	
社会保障負担(企業)	5,133	
雇用主負担	5,133	現金給与(42,788)×12%
人件費(+)	47,911	

(注)PAYE=Pay As You Earnシステム。

EU加盟14カ国の税率一覧

	英 国	ド イ ツ	フ ラ ン ス	ス ペ イ ン	イ タ リ ア	オ ラ ン ダ
法人税率(基本税率)	30	25	33~35.43, 15.45	35	33	29, 34.5
注 記	課税所得額が1万ポンド以下の小規模企業は10%、1万1ポンドから5万ポンドまでの企業には係数を40分の1とした限界軽減税率が、5万1ポンドから30万ポンドの企業には20%、30万1ポンドから150万ポンドの企業には係数を40分の1とした限界軽減税率が、150万1ポンド以上の企業には基準レートの30%が適用される。		34.33~35.43%は年商763万ユーロ以上の企業に適用。税率のばらつきは、社会保障負担金の実質的な税率が年商によって異なるため。15.45%は年商763万ユーロ未満の中小企業に適用。税率は受取利子含む。キャピタルゲイン(2年間以上保有の非金融投資などが対象)は19.57%。受取配当金は一部のキャピタルリスク投資分についてのみ19.57%。このほか、使用する事業所(賃貸含む)に係る地方税の職業税がある。		キャピタルゲイン、受取配当、受取利子を含む。	課税所得2万2,689ユーロまでは29%、それ以上は34.5%が適用される。資本参加免税が認められており、ある基準を満たせばキャピタルゲイン、受取配当金に関しては免税。貸付金に対する受取利息には上記税率が適用。その他:資本税(0.55%)株式発行時に払込金額・無償増資額に対して課税される。
所得税率(最高税率)	40	48.5	52.75	国税:39.6、 州税:8.4	33	52
注 記	課税所得額が1,880ポンドまでは10%、1,881ポンドから29,400ポンドは22%、29,400ポンドを超える場合は40%が適用される。		0、7.5、21.0、31.0、41.0、46.75、52.75%の7段階。	国税は15、20.17、23.57、31.48、38.07、39.6%の6段階。州税は3、3.83、4.73、5.72、6.93、8.4%の6段階。	課税所得が10万ユーロ以下の場合23%、10万ユーロ超の場合33%が適用される。	32.35、37.85、42.0、52.0%の4段階。
日本との租税条約						
源泉課税・利子	10	10	10	10	10	10
源泉課税・使用料	10	10	10	10	10	10
源泉課税・配当(一般)	15	15	15	15	15	15
源泉課税・配当(親子間)	10	10	0または5	10	10	5
親子間条件	25%、12カ月	25%以上、 12カ月	15%以上、 6カ月	25%以上、 6カ月	25%以上、 6カ月	25%以上、 6カ月
付加価値税(標準)	17.5	16	19.6	16	20	19
付加価値税(低減・特別低減率)	5	7	5.5、2.1	7、4	10、4	6

(注) 法人税率は原則として、2002年初時点。租税条約関連は2000年5月時点。付加価値税は2001年5月時点。
出所: ジェトロ・投資関連コスト比較調査(2002年)

(財) 納税協会連合会・平成12年版租税条約関係法規集

欧州委員会・「VAT RATES APPLIED IN THE MEMBER STATES OF THE EUROPEAN COMMUNITY」

(単位：%)

ベルギー	アイルランド	ギリシャ	ポルトガル	オーストリア	フィンランド	デンマーク	スウェーデン
28.84～40.17	16	32.5, 37.55	30	34	29	30	28
課税所得が2万5,000ユーロまでは28.84%、2万5000.01ユーロ～8万9,000ユーロまでは37.08%、8万9,500.01ユーロ～32万3,750ユーロまでは42.23%、32万3,750.01ユーロ以上は40.17%。	2003年から12.5%に引き下げられる。軽減税率適用済みの輸出製造業および国際金融サービス業については、それぞれ2010年末と2005年末まで引き続き同税率が適用される。	アテネ証券取引所の上場企業の場合、32.5%、それ以外は37.55%。	市町村付加税：最高10%	キャピタルゲインは通常の法人税率で課税。受取配当金、受取利子はそれぞれ25%の源泉徴収。ただし、国内で事業に従事している法人の場合、利子所得は課税所得に含める。			
55	42	40	40	50	37	59	50
25～55%の7段階。	以下の条件に該当する場合、税率20%が適用される。それ以外は42%が適用される。独身で収入が2万8,000ユーロ以下。片親世帯で収入が3万2,000ユーロ以下。既婚(働き手1人)で収入が3万7,000ユーロ以下。既婚(共働き)で収入が5万6,000ユーロ以下。		120、140、240、340、38.0、40.0%の6段階。	100、220、320、420、50.0%の5段階。	課税最低限は1万1,500ユーロ。課税所得に応じた5段階の累進課税。	課税最低限は3万3,400デンマークローネ(DK)。3万3,400～19万1,200DK未満は5.5%。19万1,200DK～28万5,200DK未満は6.0%。28万5,200以上は15.0%。地方税(平均32.6%)に上記税率でそれぞれを乗算した額を加算。ただし、最高税率を59.0%とし、59.0%を超える分は差し引かれる。	
		×	×				
10	10	---	---	10	10	10	10
10	10	---	---	10	10	10	10
15	15	---	---	20	15	15	15
10	10	---	---	10	10	10	5または0
25%以上、6カ月	25%以上、6カ月	---	---	50%超、12カ月	25%以上、6カ月	25%以上、12カ月	25%以上、6カ月
21	20	18	17	20	22	25	25
12、6	12.5、4.2	8、4	12、5	12、10	17、8	---	12、6